

補助金・助成金一覧<<地域>>

(2026年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
自治会等掲示板設置等補助金	市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体	掲示板を設置、または補修に要する費用	設置総額の1/2以下 1団体 限度額20万円 ※1,000円未満切捨	4月下旬に、全自治会・町内会へ案内文書を送付。希望する自治会・町内会は必要書類を揃えて同年6月下旬までに申請。 ※申請総額が、市の予算の範囲を超えた場合は、抽選により補助対象団体を決定。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/hojokin_itaku/keijiban.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/hojokin_itaku/keijiban.html</a>
集会施設整備補助金	市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体	①新築、購入に要する経費 ②増改築、改造に要する経費	①新築、購入の場合 経費の1/3以下 限度額800万円(財産区補助がある場合は500万円) ②増改築、改造の場合 経費の1/3以下 限度額400万円(財産区補助がある場合は250万円) ※それぞれ1,000円未満切捨	6月下旬に全自治会・町内会へ案内文書を送付。希望する自治会・町内会は必要書類を揃えて同年9月上旬までに仮申請。 ※補助の決定は翌年度4月初旬。仮申請の翌年度の助成。補助決定の連絡(4月初旬)後、改めて本申請が必要。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html</a>
集会施設用地取得補助金	市の認可を受けた地縁による団体またはその連合体	建設用地の取得に要する経費	経費の1/3以下 限度額1,000万円(財産区補助があるときは650万円) ※1,000円未満切捨	6月下旬に全自治会・町内会へ案内文書を送付。希望する自治会・町内会は必要書類を揃えて同年9月上旬までに仮申請。 ※補助の決定は翌年度4月初旬。仮申請の翌年度の助成。補助決定の連絡(4月初旬)後、改めて本申請が必要。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/hojokin_itaku/shukaijo.html</a>
自治会放送設備整備補助金	市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体	①マイク・アンプ、スピーカー、支柱の新設及び全面的な更新に要する経費 ②マイク・アンプ、スピーカー、支柱の修理等に要する経費	・新設及び全面的な更新をする場合 経費の1/3以下 限度額80万円(財産区補助があるときは50万円) ・修理等の場合 経費の1/3以下 限度額40万円(財産区補助があるときは25万円) ※それぞれ1,000円未満切捨	6月下旬に全自治会・町内会へ案内文書を送付。希望する自治会・町内会は必要書類を揃えて同年9月上旬までに仮申請。 ※補助の決定は翌年度4月初旬。仮申請の翌年度の助成。補助決定の連絡(4月初旬)後、改めて本申請が必要。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	—
コミュニティ助成事業	市の登録を受けた自治会・町内会またはその連合体 ※対象とならない団体 市(区)町村全域や市外を対象とするイベントのために組織された団体 商業振興を目的とした活動を行っている団体(商工会等)	①一般コミュニティ助成事業 コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 ②コミュニティセンター助成事業 住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業 ※認可地縁団体名義の建物の保存登記が必要 ③自主防災組織育成助成事業 地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 ④青少年健全育成助成事業 スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業	①一般コミュニティ助成事業 100万円～250万円 ②コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内(上限2,000万円) ③自主防災組織育成助成事業 30万円～200万円 ④青少年健全育成助成事業 30万円～100万円 ※いずれも1件につき10万円単位(10万円未満を切り捨て)	例年8月下旬に県から案内 9月下旬までに関係書類を明石市コミュニティ・生涯学習課へ提出 ※申請された全ての団体に助成されるとは限りません	兵庫県総務部市町振興課 TEL 078-362-3093	<a href="https://www.jichi-sogo.jp/lottery/community">https://www.jichi-sogo.jp/lottery/community</a>
あかし市民活動応援助成金	地域における社会的課題等の解決や、地域社会における共同利益の実現といった「公益的活動」	① 活動サポートコース 申請団体自らが市内において実施する公益的事業 ② 組織パワーアップコース 組織の強化につながる取り組み	① 活動サポートコース 上限10万円 ② 組織パワーアップコース 上限10万円	4月1日～4月30日 提出方法:申請書を原則郵送、メールまたはオンラインで提出。持参の場合は事前予約が必要。 書類審査により助成団体を決定。	明石市市民生活局市民協働推進室コミュニティ・生涯学習課 TEL 078-918-5004	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/hojokin_itaku/s_katsudo_support.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/s_kyoudou_shitsu/kurashi/communitymachizukuri_shimin/hojokin_itaku/s_katsudo_support.html</a>
合理的配慮の提供を支援する助成制度	① 事業者などの民間の事業者 ② 自治会などの地域の団体 ③ サークルなどの民間団体	事業者や地域の団体が、障害のある人に必要な合理的配慮を提供するための環境を整える際にかかる費用を助成	・コミュニケーションツールの作成費(5万円までは全額助成) ・物品の購入費(15万円までは全額助成) ・工事の施工費(30万円までは全額助成)	随時	明石市市民生活局市民協働推進室インクルーシブ推進課 TEL 078-918-6037 メール: inclusive@city.akashi.lg.jp FAX:078-918-5617	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu/ka/sabetsu/joseikin.html">https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/fu_soumu/ka/sabetsu/joseikin.html</a>
明石市インクルーシブ商店街・自治会等補助事業	・①商店街振興組合又は事業協同組合の組織する商店街及び共同店舗 ・②①に準ずる団体 ・③市の登録を受けた自治会、町内会又はその連合体 ・④明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画の生活関連施設(商業施設、医療・保健・福祉施設、路外駐車場)の所有者又は管理者 ・⑤公益的活動を目的とした事業を行う規約等の定めがある団体	不特定多数の人に向けてのバリアフリー化その他インクルーシブ社会の実現に向けた取組を含んだ事業(※あかしインクルーシブアドバイザー制度の利用が必要) ・バリアフリー化工事(助成対象①②③④) ・イベント・研修(助成対象①②③④⑤)	・バリアフリー化工事 上限50万円/年度 ・イベント・研修 上限25万円/年度 ※1団体年度1回の交付	まずは当課までご相談ください	明石市市民生活局市民協働推進室インクルーシブ推進課 電話:078-918-6037 メール: inclusive@city.akashi.lg.jp FAX:078-918-5617	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/community/inclusive/hozoseidoichiran.html">https://www.city.akashi.lg.jp/community/inclusive/hozoseidoichiran.html</a>

補助金・助成金一覧<<地域>>

(2026年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
合理的配慮の提供を支援する助成制度	① 事業者などの民間の事業者 ② 自治会などの地域の団体 ③ サークルなどの民間団体	事業者や地域の団体が、障害のある人に必要な合理的配慮を提供するための環境を整える際にかかる費用を助成	・コミュニケーションツールの作成費(5万円までは全額助成) ・物品の購入費(15万円までは全額助成) ・工事の施工費(30万円までは全額助成)	随時	明石市市民生活局市民協働推進室インクルーシブ推進課 TEL 078-918-6037 メール: inclusive@city.akashi.lg.jp FAX:078-918-5617	https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/soumu/sabetsu/joseikin.html
敬老月間推進(敬老会開催)事業	① 市の登録を受けた自治会等 ② 校区(地区)連合自治会 ③ まちづくり協議会、コミュニティ推進協議会 ④ 概ね小学校区単位の自治会等で構成し、市長が適当と認める団体	敬老会(高齢者を会場に招き、長寿を祝うために開催する催し)開催事業	・校区一括で開催する場合は、1小学校区あたり30万円を上限 ・自治会毎に開催する場合は、自治会等における世帯数及びイベントの内容等を考慮し、1小学校区あたりの上限額を変更	毎年6月に各小学校区の代表者に照会し、開催希望校区団体は、敬老会開催1ヶ月前までに申請。	明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係 TEL 078-918-5166	—
高年クラブ活動促進(老人クラブ助成)事業	・概ね60歳以上の10人以上の市民で構成する高年クラブ	・老人クラブ助成事業及び老人クラブ活動強化推進事業(子育て支援・高齢者見守り活動、健康体操等の実施・普及促進活動)・高年クラブ見守りサポート事業(地域高齢者見守り活動)	① 適合クラブ(会員数30人以上) 年額120,000円(10,000円×12ヶ月) ② 中規模クラブ(会員数25人以上30人未満) 年額84,000円(7,000円×12ヶ月) ③ 小規模クラブ(会員数10人以上25人未満) 年額60,000円(5,000円×12ヶ月) ④見守りサポート事業(活動月数×2,000円)	6月初旬に高年クラブ連合会を通じて交付申請書類を送付。希望する高年クラブは必要書類を揃えて同年7月上旬までに申請。補助の決定は同年8月頃。	明石市高年クラブ連合会事務局 TEL 078-911-5518 明石市福祉局高齢者総合支援室いきいき係 TEL 078-918-5166	—
認知症カフェ助成金	認知症カフェを開催する団体で、次に掲げる要件をすべて満たすもの ① 市内の定まった会場(10人以上参加可能)で開催すること ② 月1回以上開催し、1回当たりの開催時間がおおむね2時間以上であること ③ 専門家(※)が1人以上参加すること ④ 認知症地域支援推進員と連携して開催すること ⑤ オレンジサポーターと協力して運営すること ⑥ 宗教的又は政治的な活動を伴わないこと ⑦ 営利活動を伴わないこと ⑧ 法令及び公序良俗に反しないこと ※専門家とは、認知症に関する相談に対応できる者であって、医師、看護師、保健師、作業療法士その他の医療関係者又は介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士その他の介護・社会福祉関係者	認知症カフェの開催に要する経費及び認知症カフェを新たに開設するための経費	【運営助成金】 上限12万円(毎年度)。 ただし、年度途中の申請の場合は月割した額。 【開設助成金】 上限2万円(開設年度のみ)。 【特別助成金】 上限2万円(毎年度)	随時	明石市福祉局福祉政策室共生社会推進課 TEL 078-918-5289	http://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/hi/k-kaigo-shitsu/kenko/koresha/nintisyo.html
シニア活動応援事業	① スタートアップコース ・どなたでも ② パワーアップコース ・すでに居場所運営をしている団体	元気な高齢者などの地域住民が自主的に運営し、高齢者などの居場所や活動の拠点を提供するシニア活動に対し、その経費の一部を補助 ① 参加対象者は市内在住の高齢者や障害者など多様な住民とする ② 高齢者等の介護予防・地域貢献活動の拠点を提供する取組み ③ 自治会館や公民館など、開催場所が確保されている ④ 原則、1回あたり2時間以上の活動を、以下の頻度で開催 i) スタートアップコース: 2週間に1回以上 ii) パワーアップコース: 1週間に1回以上	① スタートアップコース: 上限15万円 ② パワーアップコース: 上限30万円 ※両コース、開催回数×3000円	・一斉応募受付: 4月1日～4月30日 提出方法: 郵送または持参	明石市福祉局福祉政策室共生社会推進課 TEL 078-918-5289	https://www.city.akashi.lg.jp/fukushi/k-kaigo-shitsu/siniakatudououen.html
まち賑わい創出事業補助金	補助対象者は以下に掲げるものとする。 ① 商店街等 ② 商店街等が共同してイベント等を行うために組織する実行委員会 ③ 明石市商店街連合会 ④ 商店街等と校区まちづくり組織が共同してイベント等を行うために組織する実行委員会	まちの活性化及び交流人口の増加を図ることを目的として、市内の諸団体等がまちの賑わいを創出するための事業を実施する場合に、その経費の一部を補助	補助対象経費の2/3以内(上限50万円)	2月中旬～3月中旬に翌年度実施分を募集 補助金認定申請書等を提出。	明石市環境産業局産業振興室商工政策課 TEL 078-918-5098	https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou-ka/machizukuri/shokogyo/kee/shogyodantai.html
明石市の文化遺産総合活用推進事業	地域の文化遺産の所有者や保護団体(保存会)等で、次の4つの要件を満たすもの。 ・定款、寄付行為に類する規約を有すること ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること ・活動の本拠となる事務所等を有すること	(1) 用具等整備事業(布団太鼓の修理や衣装の新調等) (2) 後継者養成事業(保存会会員対象の技術等継承のための取組) (3) 記録作成・情報整備事業(記録作成、発信、ライブ配信等)	文化庁の採択決定をうけ、実施年度の4月に補助金の採択内容を送付予定。	例年11月に翌年度実施分を募集 ※令和8年度実施事業の募集は終了、追加募集があれば市HPに掲載	明石市市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当 TEL 078-918-5629	—
伝統文化親子教室事業	伝統文化・生活文化の振興等を目的とする団体	次代を担う子供たちを対象に、伝統文化・生活文化に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる取組及び教室で修得した技法等の成果を披露する発表会や、地域で開催される行事等へ参加する取組	対象事業を実施する上で必要となる経費(事業ごとに上限50万円)	例年11月中旬～12月初旬に翌年度実施分を募集 ※令和8年度実施事業の募集は終了しました	明石市市民生活局文化・スポーツ室歴史文化財担当 TEL 078-918-5629	—
(新規) あかし共創プラットフォーム市民提案助成金	市内に本店、支店、事務所等の活動拠点が複数あり、市内で活動を行っている企業、法人、団体、個人、教育機関またはその共同体	次のすべてを満たす事業 ① 企業、学校、市民団体など、複数の主体が連携して取り組む共創の事業 ② 新たに始める事業、または既存の取組に新しい連携や工夫を加え、新たな価値や効果が期待できる事業 ③ よりよい明石につながる事業	100万円以内 (共創チャレンジ枠: 10万円以内)	4月1日～4月30日 提出方法: 申請書をメールまたは郵送、持参で提出。持参の場合は事前予約が必要。 書類審査およびプレゼンテーション審査(共創チャレンジ枠は書類審査のみ)を行い、助成対象者を決定。	明石市政策局SDGs共創室産官学共創課 TEL 078-918-5335	https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/sankangaku/jyouseikinn.html

補助金・助成金一覧 << 地域 >>

(2026年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
文化芸術振興事業助成金	次の要件をすべて満たす団体または個人 ① 市内に事務所又は活動の拠点がある ② 18歳以上の者5人以上で組織されている団体又は18歳以上の方 ③ 定款、規約、会則等を有する(個人の場合を除く)	① 文化芸術振興活動助成金 ・文化芸術創作発表事業 ・文化芸術鑑賞事業 ・文化芸術普及啓発事業  ② 子ども文化芸術活動助成金 ・子ども文化芸術体験事業 ・子ども文化芸術鑑賞事業 ・若手アーティスト育成事業	① 文化芸術振興助成金 助成対象事業経費の3分の1以内、上限10万円  ② 子ども文化芸術活動助成金 助成対象事業費の2分の1以内、上限10万円	1月15日～2月13日 ※令和8年度の募集は終了しました 提出方法:持参、郵送または申込フォーム	公益財団法人 明石文化国際創生財団(文化芸術担当) TEL 078-918-5085	<a href="https://www.accf.or.jp/request/suhsyde/">https://www.accf.or.jp/request/suhsyde/</a>
国際交流事業助成金	市内を中心に活動する国際交流団体で次の要件をすべて満たす団体 ① 市内に活動拠点(事務所等)があること ② 国際交流活動、多文化共生に取り組んでいる ③ 会則、定款等の定めがあり、これに基づき、民主的な方法で組織が運営されていること ④ 複数の構成員で組織され、助成事業を安全かつ適切に実施する能力があること ⑤ 団体としての会計経理が明確であること ⑥ 法令などを遵守し、反社会的な行為を行わないこと	・在住外国人等への支援事業 ・青少年の国際交流促進に関する事業 ・市民の国際理解促進のための啓発事業 等	助成対象事業費の1/2以内とし、上限額は以下のとおり。 ・年間を通じた(概ね月1回以上)助成事業は6万円 ・その他の助成事業は3万円	4月1日～4月18日 提出方法:持参または申込フォーム (初めて申請する団体は持参に限る)	公益財団法人 明石文化国際創生財団(国際交流担当) TEL 078-918-0044	<a href="https://www.accf.or.jp/request/suhsyde/">https://www.accf.or.jp/request/suhsyde/</a>
東播磨地域づくり活動応援事業	■一般枠 次の①～⑦の要件を満たす地域団体 ①東播磨地域の中の一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること、または活動しようとしていること ②規約や代表者を決めていること ③応援事業の実施にあたって実際に活動する構成員が5名以上いること ④活動を行う地域住民が自由に参加可能であること ⑤営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とした団体又は法人でないこと ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団と密接な関係にある団体または法人でないこと ⑦その他、公共の福祉に反する活動を行う団体又は法人でないこと  ■若者参画応援枠 上記の①～⑦の要件をすべて満たす地域の団体で、構成員に40歳未満の若者が半数以上参画している団体	■一般枠、若者参画応援枠共通 次の①～⑤の要件を満たす事業。 ①東播磨地域の活性化又は課題解決につながる、地域団体が主体となり実施する事業 ②東播磨地域ビジョン2050の実現に向け、ビジョン記載の取組の方向性のいずれかに該当する事業 ③SDGsの推進に資する事業 ④補助対象経費の合計額が10万円以上の事業 ⑤令和8年4月1日～令和9年2月12日の期間に実施され、完了する事業	20万円以内	4月1日～4月22日 原則持参	東播磨県民局 県民躍動室 県民課 TEL 079-421-9102	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk11/eh02.2.00000002.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/ehk11/eh02.2.00000002.html</a>
(新規) 商店街ファンづくり応援事業	①商店街・小売市場(法人・任意の商店街団体を含む※1) ②商店街連合会(※2)  (※1)任意の商店街団体とは次の要件を満たす団体とする。 ・構成員が原則として15人以上いること。 ・会則または規則を有していること。 (※2)商店街連合会とは複数の商店街振興組合等が構成する団体をさす。(市全域団体を除く。)	商店街に継続的な賑わいを創出し潤いをもたらすため、商店街が行う地域性・独自性をもったイベントなどにかかる経費を支援。  ①商店街の地域特性に沿ったイベント(2回以上) ②地域資源を活用したオリジナル商品の開発 ③カード事業(会員カード、ポイントカード) ④シンボルマスコットの制作 ⑤SNSやネット中継による発信等	補助対象経費の額に応じた定額 ※市義務随伴(県と同額以上を補助)  対象経費150万円以上で20万円 対象経費100～150万円未満で15万円 対象経費50～100万円未満で10万円 対象経費20～50万円未満で5万円  連合会枠は 対象経費150万円×団体数以上は20万円×団体数が補助額となる。	2月中旬～3月中旬に翌年度実施分を募集。エントリーシートを明石市商工政策課あて提出。  事業募集の結果、県の予算に余裕がある場合は、随時募集を行い先着順で受付をしますので、ご相談ください。	東播磨県民局 県民躍動室 地域振興課 TEL 079-421-9414	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/syogyoentrysheets.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/syogyoentrysheets.html</a>
(新規) 商店街インバウンド支援事業	①商店街・小売市場(法人・任意の商店街団体を含む※)  (※)任意の商店街団体とは次の要件を満たす団体とする。 ・構成員が原則として15人以上いること。 ・会則または規則を有していること。	商店街・小売市場の活性化を図るため、訪日外国人旅行者を商店街に誘客するための取組にかかる経費を支援。  ①外国人向け広報活動(HPの多言語化など) ②外国人受入環境整備(多言語マップの作成、接客マニュアルの作成など) ③おもてなし企画の実施(外国人向けツアーやイベントの実施など)	補助率 県1/4、市1/4 補助限度額 県150万円  ※市義務随伴かつ県補助額は市補助額の範囲内とする。	2月中旬～3月中旬に翌年度実施分を募集。エントリーシートを明石市商工政策課あて提出。  事業募集の結果、県の予算に余裕がある場合は、随時募集を行い先着順で受付をしますので、ご相談ください。	東播磨県民局 県民躍動室 地域振興課 TEL 079-421-9414	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/syogyoentrysheets.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/syogyoentrysheets.html</a>
(新規) 商店街空き店舗トライやる(チャレンジショップ)応援事業	①商店街・小売市場(法人・任意の商店街団体を含む※) ②商工会・商工会議所 ③まちづくり会社  (※)任意の商店街団体とは次の要件を満たす団体とする。 ・構成員が原則として15人以上いること。 ・会則または規則を有していること。	商店街などが空き店舗対策として実施するチャレンジショップ等の整備・運営にかかる経費を支援。  ①チャレンジショップ、パイロットショップの整備、運営 ②コワーキングスペース等コミュニティ施設の整備・運営	補助率 1/2 補助限度額 250万円	2月中旬～3月中旬に翌年度実施分を募集。エントリーシートを明石市商工政策課あて提出。  事業募集の結果、県の予算に余裕がある場合は、随時募集を行い先着順で受付をしますので、ご相談ください。	東播磨県民局 県民躍動室 地域振興課 TEL 079-421-9414	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/syogyoentrysheets.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/syogyoentrysheets.html</a>

補助金・助成金一覧 << 地域 >>

(2026年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
(新規) 商店街買い物アシスト事業	①商店街・小売市場(法人・任意の商店街団体を含む※1) ②商工会・商工会議所 ③商業者グループ(※2) ④商店街等と連携した事業を行う法人または個人事業主(商店街や商工会・商工会議所等からの推薦が条件)  (※1)任意の商店街団体とは次の要件を満たす団体とする。 ・構成員が原則として15人以上いること。 ・会則または規則を有していること。 (※2)商業者グループとは次の要件を満たす団体とする。 ・3名以上の商店街・小売市場に所属するメンバーで構成される集団であること。	買い物弱者対策と新規顧客の獲得による商店街の活性化を図るため、商店街等が実施する移動販売や共同宅配、買い物送迎者の運行に係る経費を支援。  ①ECサイト・共同宅配 ②ご用聞き・共同宅配 ③移動販売 ④買い物送迎者の運行 ⑤高齢者等の買い物サポート支援(買い物同行支援)	5か年事業 ※市義務随伴かつ県補助額は市補助額の範囲内とする。  【1～3年目】 補助率 県1/4、市1/4 補助限度額 県150万円 【4・5年目】 補助率 県1/6、市1/6 補助限度額 県100万円  対象事業追加により、補助額加算あり。詳しくはHPをご覧ください。どうか、お問い合わせください。	2月中旬～3月中旬に翌年度実施分を募集。エントリーシートを明石市商工政策課あて提出。  事業募集の結果、県の予算に余裕がある場合は、随時募集を行い先着順で受付をしますので、ご相談ください。	東播磨磨民局 県民躍動室 地域振興課 TEL 079-421-9414	<a href="https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/syogyoentrysheets.html">https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/syogyoentrysheets.html</a>
老後を豊かにするボランティア活動資金助成事業	地域において、助成の趣旨に沿った活動を行っている、個人が任意で参加する比較的小規模なボランティアグループで、次の要件を満たすもの。 ① グループメンバー:10人～50人程度 ② グループ結成以来の活動実績:満3年以上(令和5年3月末時点) ③ 本助成を過去3年以内(令和2年度以降)に受けていないこと ④ グループの組織・運営に関する規約(会則)、年度毎の活動報告書類及び会計報告書類が整備され、規約(会則)に定めるグループ名義の金融機関口座を保有していること。サロンについては、サロン開催に関する規約ではなく、サロン運営を担うボランティアグループの組織・運営について定めた規約(会則)が必要。	地域共生社会の実現につながる活動を行っている高齢者中心のボランティアグループ及び高齢者を主な対象として活動するボランティアグループに対し、利他性を有する活動にて継続的に使用する用具・機器類の取得資金を助成。 ① 高齢者を対象とした生活支援サービス ② 高齢者による地域共生社会の実現につながる活動 ③ 高齢者と他世代との交流を図る活動 ④ レクリエーションを通じて高齢者の生活を豊かにする活動	1グループ上限10万円 (110グループ程度)	5月19日まで 所定の申請書を直接郵送	公益財団法人 みずほ教育福祉財団 福祉事業部 TEL 03-5288-5903	<a href="http://www.mizuhoho-ewf.or.jp/">http://www.mizuhoho-ewf.or.jp/</a>
公費配分事業(赤い羽根共同募金/善意銀行)	市内で地域活動を行うボランティア団体・福祉活動団体・自治会・町内会・福祉施設など(赤い羽根共同募金運動の参加団体または市社会福祉協議会の会員に限る) ※社会福祉法人等の申請については、本来事業と明確に区分されている活動であり、地域福祉に還元される内容である場合は対象とする。 ※詳細は市社協まで	・地域住民のつながりづくりの活動 ・支え合い活動 ・新たに実施する福祉事業 ・既存事業の拡大 ・新たな活動を展開するための社会調査研究 ・制度では対処できない困りごとに対する生活支援 ・自助グループの立上げ・運営支援 ※詳細は市社協まで	決定次第案内 ※申請区分により、1割の自己資金が必要	決定次第案内	明石市社会福祉協議会 地域支援課 TEL 078-924-9106	<a href="https://www.akashi-shakyo.jp/bokin/josei/">https://www.akashi-shakyo.jp/bokin/josei/</a>
サロン活動助成金	市内の地域住民を構成員(5人以上)とし、ミニケアサロンもしくはふれあいサロンを運営するグループ	市内地域を拠点に地域から孤立しがちな地域住民と協働したミニケアサロンもしくはふれあいサロンの開催経費(おおむね月1回以上)の一部を助成	上限3万円	4月下旬～5月下旬頃 関係書類を提出	明石市社会福祉協議会 地域支援課 TEL 078-924-9106	<a href="https://www.akashi-shakyo.jp/vc/josei/">https://www.akashi-shakyo.jp/vc/josei/</a>
ひょうごボランティア基金ボランティア活動助成事業助成金	次の要件をすべて満たす法人格を持たないボランティアグループ・団体(以下「団体」という。) ・団体の主たる事務所の所在地又は代表者の住所が県内にあること ・明石市社会福祉協議会に届け出している団体 ・団体の構成人数が5人以上 ・主として特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条別表に掲げる活動分野の団体	県内において主として不特定多数の公益の増進を図ることを目的とした、自主的かつ継続的なボランティア活動を、年度中に12日以上行い、かつ、助成対象経費が4万円(消費税込)以上ある活動。 ただし、以下の活動は、活動日数には含まない。 ・宗教・政治・営利活動 ・ヘルマーク等の収集活動 ・募金活動 ・物品・現金の寄贈 ・アルコール飲食を伴うような活動 ・団体メンバーのみを対象とした練習、学習会や例会・ミーティング・親睦会等 ・活動の性質上1人の活動とならざるを得ない活動以外での1人で行う活動	1団体あたり上限2万円	・例年7月1日～8月10日 所定のエントリー書に必要事項を記入し、明石市社会福祉協議会へ提出 ・例年11月1日～4月1日まで 申請条件を満たした時点で所定の助成金交付申請書兼請求書に記入し、他関係書類と共に明石市社会福祉協議会へ提出	明石市社会福祉協議会 地域支援課 TEL:924-9106 または 兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランティアプラザ TEL:078-360-8845	<a href="https://www.hyogo-plaza.jp/jyoseikinifu/plaza/jyosei/grant_v.html">https://www.hyogo-plaza.jp/jyoseikinifu/plaza/jyosei/grant_v.html</a>

補助金・助成金一覧《安全》

(2026年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
ひょうご安全の日推進事業(実践活動事業)	① 地域団体(自主防災組織、自治会、マンション管理組合、まちづくり協議会等) ② 学生グループ、NPO・ボランティア団体 ③ 学校 ④ 企業・事務所	以下の①～⑥のいずれかの事業 ① 防災訓練、防災講演会等 ② 「マイ避難カード」の作成に係るワークショップ、避難訓練等 ③ 災害時要配慮者を対象とした防災訓練、防災学習会等 ④ 避難行動要支援者の個別避難計画の策定 ⑤ 地区防災計画の策定 ⑥ 避難所自主運営マニュアルの策定	上限30万円(千円未満切り捨て) ※対象経費2万円以上	事業開始月の前月5日まで	ひょうご安全の日推進 県民会議事務局(兵庫県 防災支援課) TEL 078-362- 9984	<a href="https://19950117hyogo.jp/calendar/">https://19950117hyogo.jp/calendar/</a>
ひょうご安全の日推進事業(計画等策定支援専門家派遣事業)	個別避難計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体	個別避難計画、地区防災計画、避難所自主運営マニュアルを策定しようとする地域団体に指導・助言を行うため、ひょうご安全の日推進県民会議が登録した専門家を無償で派遣	・派遣費用を全額助成 ※(専門家派遣)実践活動事業助成金の交付決定日から原則1年以内 ※1回あたり2人まで ※原則として10回まで(1回あたり3時間以内)	事業開始月の前月5日まで	ひょうご安全の日推進 県民会議事務局(兵庫県 防災支援課) TEL 078-362- 9984	<a href="https://19950117hyogo.jp/calendar/">https://19950117hyogo.jp/calendar/</a>
ひょうご安全の日推進事業(自主防災組織強化支援事業)	自主防災組織	以下の①～③のいずれかの防災訓練 ① 避難行動要支援者対応を含む避難訓練 ② 避難所自主運営マニュアル又はそれと同等の訓練計画による避難所運営訓練 ③ その他特色ある訓練(例:夜間避難訓練等)	上限26万円(千円未満切り捨て) ※資機材の購入に対する助成額の上限は、15万円	事業開始月の前々月20日まで	ひょうご安全の日推進 県民会議事務局(兵庫県 消防課) TEL 078-362- 9819	<a href="https://19950117hyogo.jp/calendar/">https://19950117hyogo.jp/calendar/</a>
明石市防犯カメラ設置補助金	① 自治会・町内会 ② 校区まちづくり組織	地域における防犯活動を推進し、犯罪のない安全・安心なまちの実現を図るため、防犯カメラの設置または更新を行う自治会等に対して、その設置費用の全部または一部を補助。  ※ 更新の場合は、現在設置されている防犯カメラが設置後5年以上経過していること	ポールの設置あり 補助率2/3 上限18万円 ポールの設置無し 補助率2/3 上限12万円 ※1自治会の申請を年度2箇所までとする。  ※ 1箇所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいい、複数台の防犯カメラを設置し、レコーダー1台に接続する場合は、1箇所とする。	令和8年7月31日まで	明石市総務局総合安全対策室安全管理担当 TEL 078-918- 5069	—

補助金・助成金一覧《子ども》

(2026年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
こども応援助成金	こども支援活動又は子育て支援活動を継続的に実践する市内在住・在勤、在学の概ね5人以上で構成されたグループ	こども支援や子育て支援等を直接の目的とする活動であって、かつ市民グループ等による自主的、継続的な活動に対し、消耗品費等の活動に必要な経費を助成。	① チャレンジコース(上限10万円) ② サポートコース(上限5万円) ③ 地域学習支援トライコース(上限40万円) ④ 地域学習支援サポートコース(上限20万円) ⑤ こども・若者チャレンジコース(上限5万円)	4月中旬～5月中旬	公益財団法人こども財団 TEL 078-920-9670	<a href="https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/katsudou/chikikatsudo.shien/kodomouen">https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/katsudou/chikikatsudo.shien/kodomouen</a>
こどもの居場所づくり事業助成金	子どもたちが食を通じて地域とふれあい、豊かな人間性や社会性を育む「すべての子どもの居場所」および支援が必要な子どもを関係機関につなぐ「地域の気づきの拠点」としてこども食堂を開設する市民等	① 食材費や消耗品費等こども食堂運営にかかる経費 ② 備品購入費 ③ 食品衛生責任者養成講習会の受講料	① 開催1回につき 1万円～ ② 1年度に1回、原則備品の購入費 3万円～ ③ 食品衛生協会が開催する食品衛生責任者養成講習会の受講料実費分 1万円 ※営業許可を取得している、主に飲食業を営む団体・個人の方の場合は助成金額が異なります。	随時	公益財団法人こども財団 TEL 078-920-9670	<a href="https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/kodomoshokudo.joseikin">https://akashi-kodomo-zaidan.jp/index.php/kodomoshokudo.joseikin</a>
こども版公募配分事業	明石市内の小学校、中学校、養護学校、高等学校、放課後児童クラブに通う児童・生徒	学校生活を豊かにするための行事、児童会・生徒会・委員会活動・クラブ活動等の活動資金、備品購入、資機材製作、周年・記念行事、子どもの育成に関わる活動等で、学校や放課後児童クラブ等から申請の同意が得られるもの。 ※複数団体による同一事業の申請は不可 ※助成は年度に一度限り	最大5万円(自己負担額なし)	【期間】令和8年5月より受付 【方法】学校または放課後児童クラブを通じて申請	明石市社会福祉協議会 地域支援課 TEL 078-924-9106	<a href="http://www.akashi-shakyo.jp/bokin.htm">http://www.akashi-shakyo.jp/bokin.htm</a>
”子ども食堂”応援プロジェクト助成	子ども食堂を運営し、次に掲げる要件を満たす団体 (1)子ども食堂を特定の場所で原則月1回以上開催、1回あたり10人以上の参加者がいること (2)過去にオリックス宮内財団から助成金を2回以上受けていないこと (3)子ども食堂の開催に際し、安全面や衛生面の配慮がされていること (4)団体固有の口座を有していること (5)非営利団体として子ども食堂を運営していること (6)子ども+保護者人数が参加者人数の50%以上を占めること (7)行政の推薦が得られること	①子ども食堂の運営に対する助成 ⇒ 年間の運営に必要な食費や会場の賃借料等を助成。 ②子ども食堂の開設・拡充に伴う設備助成 ⇒ 子ども食堂の開設拡充に必要な備品(食器や調理器具、家具等)の購入費用を助成(既に開設している場合は、新たに必要となる備品の購入費用も含む)。	①、②共に上限30万円まで	<募集期間> 毎年、年度内で上半期下半期に分けて募集がある。  <応募方法> 関係書類を揃えて提出。 ア 子ども食堂応援プロジェクト 2025年度助成申請書(推薦欄の記載・捺印済) イ 団体の定款・会則等の規約、および役員等の名簿 ウ 助成申請した設備のカタログ(ネットチラシ等)、内訳明細 エ 事業に関する資料(記事・チラシ・写真・直近の実績報告書※など) ※直近3回分以上。開設後1年以上経過している場合は直近1年分	公益財団法人オリックス宮内財団 事務局 〒105-0022東京都港区海岸1丁目2番20号 TEL 03-6841-8185(平日9時～17時)	—
兵庫県「子ども食堂」補助金	兵庫県内において、これから「子ども食堂」を開設する団体(法人格の有無は問わない)。 ※従って、すでに「子ども食堂」を開設している場合は、補助対象外となる。	補助対象事業は、次に定める要件をすべて満たす事業とする。 (1)子どもに低額(300円程度)又は無料で栄養豊富な食事を提供すること。 (2)食事の提供以外にも、勉強、遊び等、子どもの健全育成に資する取り組みを実施するよう努めること。 (3)1運営日当たり10食以上提供できるよう努めること。 (4)年間を通じて計画的に運営するとともに、月1回 または年12回以上実施すること。 (5)親子料理教室の開催や子どもと一緒に調理を行う等、食育の観点に立ち、家庭の食生活を改善する取り組みを行うこと。 (6)子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行い、実施団体関係者等特定の者しか参加できない運営を行わないこと。 (7)飲食業の営業許可を受ける等、所要の衛生管理を行うとともに、「子ども食堂」の開設前に、必ず、管轄の保健所に相談し、その指導に従うこと。 (8)設備、周囲の環境、運営時間等に配慮する等、安全確保に努めるとともに、参加者及び事業従事者の傷害保険に加入すること。事業者の傷害保険に加入すること。 (9)営利活動や宗教的活動を行わないこと。 (10)ヤングケアラーをはじめ、子ども食堂利用者のうち家庭内外で問題を抱えている子どもの早期発見等に努め、相談先の把握や地域との連携体制の構築に努めること。 (11)県から活動状況の報告や確認を求められた場合は、積極的に協力すること。	月1回実施する団体 10万円 月2回以上実施する団体 20万円	<募集期間> 令和7年5月21日(水)～令和8年2月13日(金) ※毎年募集有。  <応募方法> 「子ども食堂」応援プロジェクト応募申請書を県に提出。	兵庫県 福祉部 地域福祉課 地域福祉班 TEL:078-341-7711(内線2926)	chiikifukushi@pref.hyogo.lg.jp

補助金・助成金一覧《環境》

(2026年4月現在)

事業名	助成対象(者)	助成内容・対象事業	助成金額	募集期間/応募方法	問い合わせ先	参考アドレス
再生資源集団回収団体助成	市内の自治会、町内会、高齢クラブ、子ども会、PTA、その他地域住民が組織する団体で次に掲げる要件をすべて備える団体。 ① 団体の構成世帯が概ね20世帯以上であり、又は団体の構成員が概ね20人以上であること ② 再生資源の集団回収を自ら実施していること ③ 年間の再生資源集団回収計画が策定されていること ④ 3年以上継続して集団回収活動をする見込みがあること ⑤ 営利を目的としない団体であること ⑥ 市の登録を受けた団体であること。	市内の家庭から排出される再生資源を集団回収する団体に対し助成金を交付する。	再生資源の品目に応じて助成(回収量1キログラムにつき) ・新聞：3円 ・雑誌、雑がみ：5円 ・上記以外の紙類：4円 ・布類：4円 ・金属類：4円 ・びん類：4円	申請は、再生資源集団回収助成金交付申請書を提出【活動期間：1月～6月(第1期)】 申請：7月 【活動期間：7月～12月(第2期)】 申請：1月	明石市環境産業局環境室資源循環課 TEL 078-918-5794	<a href="http://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou.r/syuudan_kaisyuu.html">http://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/shigen_junkan_ka/kurashi/gomi/genryou.r/syuudan_kaisyuu.html</a>
飼い主のいない猫去勢・不妊手術助成金	市民、自治会、団体など	飼い主のいない猫でお困りの地域の方が、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行い、手術にかかった費用の一部	上限：オス7,000円、メス13,000円 ①個人：5匹まで ②自治会・団体等：20匹まで ※手術金額が上記の金額より低い場合は、手術金額が助成金額	4月1日～ 助成金が満額に達した時点で終了	明石市環境産業局環境室 あかし動物センター TEL 078-918-5797	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/dobutsu/iyoseikin/index.html">https://www.city.akashi.lg.jp/kankyou/dobutsu/iyoseikin/index.html</a>
公園愛護会活動に対する報償費	自治会・町内会などで結成する公園愛護会	公園愛護会の報償費は、愛護会活動に必要な費用で、市から愛護会に対して活動面積に応じて年に1度お支払いするものです。 具体的には、愛護会活動に必要な用具の購入、報償費の支払いに必要な活動写真や作業日報の作成、愛護会関係者との会議や市への連絡などに要する費用として、報償費をお支払いいたします。	具体的な助成金額は、活動面積に応じて支給しています。	募集期間は随時(具体的な期間については別途協議)	明石市都市局都市整備室公園・海岸課 TEL 078-918-5039	<a href="https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/koen_ka/machizukuri/koen/shinoko/aigokai.html">https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/koen_ka/machizukuri/koen/shinoko/aigokai.html</a>
県民まちなみ緑化事業	・自治会、婦人会、老人会などの住民団体 ・まとまった面積の緑化を行う土地所有者(個人・法人など) ・法人、個人、住民団体及び市町等により構成する協議会(都心緑化のみ)	① 一般緑化(30㎡以上) ② ひろばの芝生化(30㎡以上) ③ 駐車場の芝生化(30㎡以上) ④ 校園庭の芝生化(30㎡以上) ⑤ 建築物の屋上緑化・壁面緑化(30㎡以上)	① 一般緑化(上限400万円) ② ひろばの芝生化(上限400万円) ③ 駐車場の芝生化(上限375万円) ④ 校園庭の芝生化(上限800万円) ⑤ 建築物の屋上緑化・壁面緑化(上限250万円)	4月1日～12月26日 ※駐車場の芝生化事業については4月1日から5月16日	①②④ 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課 TEL 079-421-9402 ③⑤ 兵庫県まちづくり部都市政策課緑化政策班 TEL 078-362-3563	—